經濟論叢

第八十六巻　第一號

tramp と liner……………………………佐　波　宣　平　1

イギリス新組合主義と標準八時間制
……………………………………前　川　嘉　一　17

租税国家論についての一考察…………横　尾　邦　夫　36

プロレタリア階級意識の端緒的成立
……………………………………高　橋　正　立　47

昭和三十五年七月

京都大學經濟學會

租税国家論についての一考察

横尾邦夫

一　「租税国家の危機」と財政社会学

第一次世界大戦後の各国をおそった未曾有の国家財政の危機の中から、オーストリアの社会学者ゴルトシャイドが既成の財政学の無能力をはげしく批難し、「公共的家計の社会的被規定性およびそれが社会的発展を規定する機能についての理論」[1]としての財政社会学 Finanzsoziologie を提唱したことは、財政学が財務行政上の技術のわくを脱して社会科学の一分野として確立していく上で劃期的な意義を持っていたが[2]、財政社会学それ自体はイエヒト・ズルタン等の後継者を生みだしながら、体系的・方法的な未熟と不統一のために、大恐慌を背景としたケインズ理論の出現以後次第にその力を失い、今日ではいわば忘れられた存在となっている。財政学の諸学派は結局はマルクス主義とケインズ主義の二大潮流に統合・整理されていく運命にあるという見方が正しいとすれば[3]、財政社会学はすでにその歴史的使命を終えたといいうるかも知れないが、彼等の提起した問題の意義は、マルクス主義とケインズ主義によっても正しく受けとめられる必要があるし、そのためには、それをたんに「財政と社会構造の相互連関」というような一般的な形で理解するまえに、ひとまず「租税国家の危機」[4]という当時の社会的現実の中にかえしてみなければならないであろう。

財政社会学はその論者によってさまざまな立場をふくみながらも、資本主義国家の特徴を財政形態の面から「租税国家」としてとらえ、その生成と本質・歴史的限界等を問題にしたことにおいて共通に特徴づけることができるが、それは実は、シュンペーターが「この戦争がわれわれにのこすと思われる財政上の諸問題は、戦前まで我国において支配してきた経済体制の範囲では、とてもこれを解決できないということは多くの分野においてすでに自明の理となっている主張である。[5]」とのべているように、資本主義経済を前提とした「租税国家」という形式

においてこの危機ははたして克服しうるのか、できないとすればそれにかかわる形態は何かという強い実践的意図によってうらづけられていた。アメリカをのぞいた第一次大戦時の交戦諸国で、戦費の一部でも租税によって支弁しえたのはイギリスだけであり、他の諸国では戦費はおろか、公債の利払いさえ公債の発行に依存しなければならないという状態に追いこまれていたのであるが、(6)「租税国家の危機」の主要な側面は、むしろこの赤字公債を媒介とした経済危機と、租税国家がそれにまきこまれることによって公債問題解決の手段そのものを失っていくのではないかということにあった。公債濫発と、政府紙幣又は銀行券増発は通貨量をいちじるしく増大させたが、(7)これがさらに戦争による資源と労働力の浪費=生産力の破壊、軍需生用と民需生産の不均衡と結びついたためにインフレーションは破局的な形で進行した。さらにこの上に、資本家にたいする戦時利得の保証と実質賃銀の低下といった富の再分配が急速に進行し、戦争の犠牲が一方的に大衆の肩に転嫁されたために、経済的危機は政治的危機にまで発展したのであり、「租税国家の危機」も実はこの資本主義の体制的危機の一表現なのであった。したがってその克服のためにはきわめてラディカルな方法が必要であり、高率の財産税の実施は不可避と考えられるようになったが、経済危機との関連でいえば財政々策は戦争によって破壊された生産力の復興という課題と矛盾してはならず、国庫収支のバランスという点に限定しても、それ自身がインフレーションによってたえず破壊されているという、非常に困難な状況の中に租税国家はたたされたのである。

　このような危機の中で、公債問題は、もはや国庫主義(フィスカリツムス)的な方法では、租税国家のわく内では解決できないと考え、租税国家を、さらには資本主義体制をも否定しようとしたのがゴルトシャイドであった。彼は、たとえば高率の財産税を実施するにしても結局それは分割されて収益課税=所得税とならざるをえないが、それは私的資本の収益性を低め、生産力向上の前提である資本の集積と経営の拡大を阻止する。又収益性をひきあげようとする私的資本の努力は当然物価上昇・賃銀引下げをもたらして、財産税の負担は労働者に転嫁されてしまうばかりか、物価上昇—国家支出増大—増税・公債増発の悪循環をたどることによって財政的危機それ自体の克服の手段ともなりえないという。(8)そこで彼は国家に自分自身の資産を再びあたえる「国家の再所有」(9)、貨幣形態による財産税に代る現物財産税・私経済の手にある「収益力ある国民資産」のうち、国家の債務総額に相当する部分を現物形態で国家の手に引き渡す(現実には株式の譲渡)ことを提案したのであるが、(10)実は、これは同時に大きな社会経済体制の変革を意味している。すなわちこの現物税による生産手段の公有化の拡大を通じて(11)国家は経済活動の主体となり、(私的)資本主義は「人間経済」を目標とする新らしい経

済秩序、「社会的に方向づけられた国家資本主義」[12]へと移行するというのである。このように彼の主張はたんなる財政論ではなく、当時のドイツ・オーストリアを席捲した「社会化（ソチアリジールング）」の運動にたいする一つの基礎づけをあたえようとする試みであり、その意味で「社会民主々義の理論的支柱」[13]ともいわれるのであるが、こうした主張をある意味では「自明の理」[14]とし、租税国家と資本主義の歴史性をも承認しながら、その戦争による崩壊を否定することによって、実践的にはそれらを擁護しようとしたのがシュンペーターであった。

シュンペーターの主張は、せんじつめれば、租税国家と経済自由の組織形式は、崩壊することなく戦後の情況にうちかつことができ、したがってこの唯一本来の意味においては『租税国家の危機」は決して存在しない」ということにつきる。彼はまず、戦争負担の解決と国民経済の再建という二つの問題が本来異った領域に属することを強調する。第一の問題は貨幣の問題であり、租税国家がその必要な貨幣をどのようにして調達するかということである。彼はゴルトシャイドと同じく一回限りの財産税を主張するが、それを彼は「自由経済の原則にもっとも適応した方法」としてまず貨幣形態において、又財の世界と紙幣価値の平行の再建のみを目的としたものとして、国家経費に充当するのではなく余剰紙幣の吸収とその焼却のみを目的としたものでなければならないと考えている。再建の問題は、財貨の問題であり、急速な財貨の生産の回復にたいして自由経済が依然として有効であるかどうかという問題であって、直接租税国家の問題ではないが、自由経済がこの課題において行詰るとすればその対応物たる租税国家も又崩壊せざるをえないであろう。しかし、彼は多くの「管理経済」論者に反対して、経済の原動力は依然として自由経済にあるとし、その「再建」を予言したのである。[15]

ゴルトシャイドとシュンペーターのこの実践的主張における相異は、財政問題がもはや資本主義か社会主義かという社会体制の問題をぬきにしては考えられない段階にきたことを示すものとして興味深いが、ここでは、歴史的試練の中ですでに結着をあたえられた両者の主張[16]よりも、むしろ共通のものとして背後にある租税国家論の内容についての検討へ進むことにしたい。

(1) Rudolf Goldscheid; Staat, öffentliche Hanshalt und Gesellschaft, *Handbuch der Finanzwissenschaft*, Bd. I, 1926, S. 147. (以下S. O. G. と略)

(2) H. Jecht; *Wesen und Formen der Finanzwirtschaft*, 1928; H. Sultan; *Die Staatseinnahmen*, 1922.

なお、我国における財政社会学の研究文献の代表的なものは、大畑文七「租税国家論」一九三四年、永田清「現代財政学の理論」第五章一九三七年、木村元一「財政社会学の発展」一九四一年（同訳シュンペーター「租税国家の危機」所収）等。

(3) 宮本憲一「財政学の潮流と隣接諸科学」（経済評論一九五八年四月号）四九ページ。

(4) Joseph Schumpeter; *Die Krise der Steuerstaat*, 1918. 木村元一訳「租税国家の危機」一九五一年。

(5) シュンペーター・木村前掲書三五ページ。

(6) 戦費財政の調達における租税と公債の関係について、ボガートは次のような数字をあげている（E・L・ボガート・岡野鑑記訳「戦費財政」三一五—三一六ページ）。A＝戦時租税総収入　B＝臨時戦費をのぞいた行政費総額見積（戦前最終年度×各期間）C＝戦時増収（A−B）D＝利子支払　E＝C−D

	A	B	C	D	E
フランス (1914～18)	5,127	5,007	60	3,405	−3,346
ドイツ (1915～19)	5,301	4,256	1,045	5,225	−4,180
ハンガリー・オーストリア (1915～18)	5,233	4,240	993	394	−401
イギリス (1915～19)	13,666	4,937	8,728	3,333	5,395
ロシア (1914～17)	6,173	6,188	−15	1,137	−1,152
イタリー (1915～19)	3,872	3,160	712	1,498	−787

（単位百万ドル）

(7) ドイツ政府の大戦中の戦費調達方式は大蔵省証券（流動公債）発行—ライヒスバンク引受け（紙幣増発）—戦時公債発行（長期公債）と借換（紙幣還流）という形をとっていたが、戦争の長期化と共に借換による整理は難行し、一九一八年九月末には四百八十億マルクもの流動公債が残存した(C. Bresciani-Turcni; *Tho Economics of Inflation* 1931, transl. English 1937, p. 48.)。

(8) R. Goldscheid; *Staatssozialismus oder Staatskapitalismus?* 1917, SS. 34～35.（以下 S. S. と略）

(9) „Repropriation des Staater" (S. S. S.42, U. S. W.)

(10) ゴルトシャイドは大戦中にかかえこんだドイツの公債の総額を全国民資産の約⅓と見積っているが（S. S. S.58)、問題は「国民資産の個人主義と国民負債の共同主義の対立」にある（S. S. S. 20)。

(11) ゴルトシャイドは資本主義社会における貧困の増大を「人間の浪費」とみなし、その原因を租税国家における「中間支配者」の存在（本稿第二節参照）と、社会政策の欠如にもとめている(S. O. G., SS. 167～171)。この背後には彼の「発展経済学」「人間経済学」という独特かつ難解な体系が存在するがここでは省略する。なお参考文献としては、R. Goldscheid; *Entwicklungswerttheorie, Entwicklungsökonomie, Menschenökonomie*, 1908; ders, *Hoher-*

entwicklung und Menschenökonomie, 1911; W. Greiling; *Marxismus und Sozialisierungstheorie*, 1923, SS. 78～105. 藤林敬三「ルドルフ・ゴルドシャイドの「人間経済学」について」（三田学会雑誌一九四一年四月号）等がある。

(12) „sozial orientierte Staatskapitalismus"(S. S, S. 22)

(13) 島恭彦「財政学原理」二三ページ。

(14) 結論を先取りする形になるが、彼は「資本主義がその任務を仕遂げ、資本に飽満した企業家の頭脳によって、厳密に合理化された国民経済が現存し、したがって安心して社会主義に不可避的な純経済的発展を傍観しうる」時、租税国家も又死滅するという。（シュンペーター・木村前掲書一一九—一二〇ページ）

(15) シュンペーター・木村前掲書八四—一二〇ページ参照。

(16) 木村前掲論文二二ページ参照。

二　租税国家論の内容

租税国家 Steuerstaat とは、形式的にみれば、全く利用財産を持たず、租税収入のみに依存する国家であるが、[1] 実際には近代国家においても租税以外の種々の収入源（官業・手数料収入等）が存在するし、又逆にそれ以前の国家においても租税は存在するのであって、租税権と領主の上級所有権が未分化の「家産国家」patrimonial Staat と対比される時、租税国家は「所

有」と「権力」の分離、すなわち私有財産制度の完全な成立を前提したものとして、資本主義に固有のカテゴリーとみなされるのである。ゴルトシャイドは、既成の財政学がこの租税国家の現実を究明することをおこたり、逆にそれを観念的に美化しようとしたことをつよく批難している。すなわち、現代の科学には、Was ist? の問題に専念すべきであって、Sollen の問題にかかわるべきでないというドグマが支配している。しかし、科学者が法律・経済・国家等の現実と思っているのは、「全体の福祉」に奉仕するという暗黙の前提の上にたてられた擬制にすぎない。この「全体の福祉」ほどあいまいな概念はないが、実はあらゆる社会秩序を擁護しようと思えば、この全体の福祉のための能力をその固有の機能として解釈せざるをえないという。[2] ゴルトシャイドのこの批判は、主としてシュタイン・シェフレ・ワグナー等のドイツ財政学のもつ、「講壇社会主義」につらなる倫理主義、[3] ヘーゲル的な国家の神格化にむけられているが、[4] 現存の社会秩序の擁護という意味で、古典派における社会契約説も批判しているのであり、[5] 観念的なドグマから演繹することを排して、現実的な歴史の中で、租税国家の歴史性を追及しようとするのである。

近代資本主義の成立期のイギリス・フランスの財政思想が租税国家を「自由の王国」としてバラ色に描きだし、ドイツ財政学がそれを倫理的に絶対化し、美化しようとしたのに反し、ゴ

ルトシャイドは、租税国家の成立を「国家の資本への従属の発生」[6]として、社会問題の根源として[7]、暗黒面において描きだそうとする。彼によれば、人間の歴史上最初にあらわれる簡単な社会組織である共同体から、より複雑な組織としての国家を生みだしていくものは、対外的要因としての軍事組織の成立と、内部的要因としての財政需要 Finanzbedarf および財政組織の成立であるが[8]、国家の発展の原動力であり、その性格を規定していくものは後者である[9]。ところで国家は、古代においても中世においても、その財政需要を充足するための自己自身の財産を持った国家、すなわち家産国家であって、租税や公債は例外的な手段であった。しかし、増大する財政需要によって、とくに封建諸侯間の闘争による軍事費の増大によって、近世においてようやく抬頭しつつあった資本家への財政の依存がつよまり、その抵当として国家の財産は彼等にうばわれる（「国家の収奪」[10]）。この収奪の結果無産者に転落し、租税以外の手段をまったく失ったため、ますます増大する財政需要に対応できず、大規模な負債を背負い込んでいるのが租税国家である[11]。こうして、かって搾取者であった国家は公債を通じて私的資本の搾取の対象となり、租税は国民にたいする私的資本の搾取の手段となる。彼によれば、財政学が国家とよんできたものは、実は国家と国民の間に立つ中間支配者であり、「国家内の国家」を形成する私的大資本にほかならない[12]。ゴルトシャイドのこうした租税国家論は、帝国主義段階における軍事費の膨張を原動力とした国家財政の急激な膨張・公債の累増[13]とその金融資本の利潤の源泉への転化という傾向を租税国家にとって本質的なものとしてとらえようとしたものであったが、理論的・実証的にはまだまだ粗雑であった。

租税国家の成立を「中世末期における料地経済の危機」の中からより実証的に解明し、租税国家論をより高い水準へひきあげたのがシュンペーターであった。しかし、ゴルトシャイドが「中間支配者」の存在にその焦点をおいたのにたいして、シュンペーターはあくまで、その基本視角を「自由経済」の成立においている。彼はまず中世的領地経済＝封建社会においては、今日的な意味での私的領域と公的領域の区別は存在せず、したがって領主の権力は本来的な意味における「国家」ではないことを強調する。そこでは領主の財源は、彼自身の所有地（世襲料地）からの収入を中核とし、造幣＝、市場＝、関税＝、その他の特権からなりたっていたが「租税」の一般的徴収権は存在しない。十四・五世紀以後のこの料地経済を危機に追いやった原因を、彼は (1)世襲料地の非合理的経営 (2)宮廷費の増加 (3)傭兵費の増加にもとめているが、それが「社会的変革過程の要因および徴候」としての意味を持っていたのは(2)(3)である。すなわち等族（下級領主）の土地支配権の独立化によって領主の封建的統制が後退するとともに、有給官職や、封建的軍隊

にかわる傭兵軍隊のための費用はますます増加し、領主の等族にたいする懇願税（ベーデ）が発生するが、他方、これらの領主自身にとっての「私」的経費が、「共同の困難」にたいする「公」的経費とみとめられることによって、この懇願税が強制義務をともなった租税に転化してゆく。(14) だから、「国家」とは私的領域と公的領域が分化し、「自由経済」の原理が実現している所にのみ現実の現象となり、社会生活のあらゆる領域が「社会化」されている所には存在の余地がないと彼はいうのである。(15)

以上ゴルトシャイドとシュンペーターの租税国家論の簡単な比較をおこなってみたが、彼等の考察方法は、いづれも歴史的であるとともに又、いちじるしく社会学的である。租税国家と自由経済の関係を強調するシュンペーターでも、直接に問題にしているのは封建経済の解体と貨幣経済および商品生産の展開という、いわゆる下部構造における契機ではなく、私的領域と公的領域の分化という、いわば上部構造における反映である。最近ケインズ主義の側から、財政学が経済学の中に解消されてしまった結果、財政現象の持つ独自性が見失われたことにたいする反省が生れ、社会学的考察をとりいれようとする試みがなされているようであるが、(16) マルクス主義財政学の側からも、この社会学的租税国家論について、下部構造と上部構造の統一という見地からの批判的検討が必要であろう。

(1) 「租税国家は軍隊や役人にたいして租税から支払い、臣下を租税源として利用する国家である。」(Max Weber: *Wirtschafts-Geschichte*, 1923, S. 96)

(2) S. O. G. S. 158～159.

(3) ドイツ財政学の三巨星（上述の三人）の一人といわれるワグナーはシュモーラー・ブレンターとならんで講壇社会主義を代表する人物であり、プロイセン官僚国家の擁護者であった（大河内一男「独逸社会政策思想史」参照）。

(4) S. O. G., S. 158.

(5) 彼は国家とは社会契約にその根源を持つのでなく、集団闘争における勝利者の支配の秩序であるとのべている。(R. Goldscheid, *Finanzwissenschaft und Soziologie*, weltwirtschaftliches Archiv, 1917, Bd. IX S. 253, 以下 F. S. と略)。

(6) F. S., S. 259.

(7) F. S., S. 258.

(8) F. S., SS. 254～255.

(9) F. S., S. 258.

(10) „Expropriation des Staates" (S. O. G., S. 151, U.S. W.)

(11) F. S., S. 260～261, S. O. G., S. 152.

(12) S. O. G., S. 171, U. S. W.

(13) 帝国（ライヒ）財政の膨張過程における軍事費と公債費の相関と条を示す表。

年次	陸軍費	陸軍公債利払
80～76	435.1	1.1
81～85	419.2	4.3
86～90	599.0	22.5
91～95	650.5	46.5
96～00	702.7	53.0
01～05	781.6	57.9
06～10	958.2	67.4

(1876～1910年まで)
（単位百万マルク）

(W. Gerloff ; Der Staatshaushalt und Finanzsystem Deutschlands, *Handbuch der Finanzwissenschaft*, Bd.III 1926, S. 20.)

(14) シュンペーター・木村前掲書四四―六〇ページ参照。

(15) 同六二―六五ページ参照。

(16) 宮本前掲論文参照。

三　租税国家論の意義と限界

しかし、租税国家論の全面的な再検討はこの小論の中では不可能であるから、ここでは二つの疑問点を提出するという形にとどめたい。第一の疑問点は、租税国家論は国家と社会、国家と経済の関係を「公」「私」の関係、「共同社会(ゲマインシャフト)」と「利益社会(ゲゼルシャフト)」という社会学的範式においてとらえているが、このような範式だけで租税国家の歴史的性格、その消滅すべき必然性を証明できるであろうかという問題である。(1) 実はこの範式はブルジョア財政学に共通のものであり、彼等は私有財産制度＝「利益社会(ゲゼルシャフト)」の永遠性への信仰の上にたっているために、租税国家にたいしてもゴルトシャイドが批判したような観念的な美化にとどまらざるをえなかったのであり、その意味で、租税国家の歴史性とは、結局私的所有の歴史性にかかっているといえるであろう。しかし、問題になるのは私的所有一般ではなく、あくまでその資本制的形態、資本と賃労働の関係であり、そのようなものとしてのみその歴史性も明らかにしうるのである。シュンペーターの独特の社会主義観は、資本主義経済からこの契機を捨象し、ただ「自由経済」という側面でのみとらえる所から生れてくるが、(2) ここでは、マルクス主義により近いと思われるゴルトシャイドの場合について検討してみよう。彼は租税国家の歴史性を強調しながら、私的所有を歴史的カテゴリーとして理解していない。彼は、ただ、種々の所有の歴史的形態の中から「私有」一般と「公有」一般を抽象し、前者にたいして後者を絶対視しているにすぎず、(3) 「資本」という概念もきわめて恣意的に使われており、(4) 又階級対立といえば、公債所有者と納税者の対立があるにすぎない。同じような歴史性の欠如は「公有」という概念についてもいえるのであって、たとえば、個人のイニシアテイブを萎縮させるという理由での国家資本主義にたいする反対にたいして、ドイツにおける鉄道・郵便等の国有や、戦時中の「管理経済」を例にあげて国家の経済的無能を否定している(5) が、そこにあるのは、資本蓄積の担い手が私的なものか公的なものかという区別だけであり、(6) 「公有」の内容が、その担い手たる権力の性格によってさまざまに変化すること、資本

主義的国有と真に社会主義的な意味での「生産手段の国有」[7]の区別はまったく見失なわれている。だから、租税国家の否定も歴史性の把握というより倫理的なものでしかありえず、「家産国家」への復帰を強調する反面、租税国家の持つ進歩的役割を見逃がしている。彼は租税国家の原型を本源的蓄積の時代、又は絶対主義の時代にもとめ、公債所有者としての前期的資本と君主との関係から、現代の金融資本と国家との関係を類推している。しかし、今日の租税国家の原型とは、むしろこうした関係の否定の上に成立し、「家産国家」の残滓をおとしたブルジョア国家であり、そこでは租税国家とは、ブルジョアジーによる租税協賛と予算の統制を保証する議会制度であると共に、公債所有者としてではなく、生産力の担い手としての産業資本は、国家権力への寄生ではなく、彼等の自由な経済活動を阻害しない「安価な政府」を要求していたのである。議会制度や安価な政府は一つの擬制であるとしても[8]、租税国家は絶対主義の時代までふくめて、ある時は「資本蓄積の槓杆」[9]として、ある時は経済自由の保証者として、資本主義の発展に合致していたことは事実である。

租税国家論についての第二の疑問点は、国家と社会との関係が「公」「私」の関係でとらえられる時、かってドイツ財政学がおかした誤り、私有財産制度の不可侵性への信仰とまったくうらはらの関係として、国家が階級対立を超越した機関として

絶対化される危険性があるということである。ゴルトシャイドは現実の国家を支配階級の道具としてみていることはすでにのべたが、彼はそれを「国家と国民の敵対的関係」[10]としてとらえ、しかもそれを国家一般の本性とは考えていない。実は、彼は国家が「全体の福祉」に奉仕することを Sollen としては決して否定しないのであって、ただ国家の構造と機能は財政構造によって規定されるから、その収入を私経済に依存しなければならず、そのために私的資本の支配に服している租税国家にそれを期待することはできないというにすぎない[11]。だから、本来「公」的なものである国家が「私」物化しているのであり、租税国家における私的資本の寄生性がとりのぞかれて「資本力ある経済国家」[12]となれば、国家と私経済は「協同の関係」[13]にたち、国家には「人間経済」という「全体の福祉」のための機能があたえられるのである。彼等はこの国家の成立とその公的性格の根拠を「財政需要」Finanzbedarf という概念にもとめている。ゴルトシャイドはすでにのべたように共同体からの国家の成立をそれによって説明しているが、この財政需要がいかにして発生するかについては説明していない。一方シュンペーターは、それが封建団体の解体過程において成立すると考え、すでにみたような説明をしているが、より一般化した形でいえば、旧社会の解体によって、経済生活をはじめとする社会生活の諸領域が次第に個人の手に委ねられていく反面、個々の社会成員にわり

きることのできない「共同需要」（外敵からの防衛・治安維持・教育・交通通信機関の管理等）が形成されてゆき、この充足が国家の手に委ねられることによって財政需要が成立するというふうに考えられている。ところで国家の機能には階級対立の直接的抑圧以外に種々の社会統制的な機能がふくまれることは事実であるが、こうした「公的機能」は、一般に国家の「公」的性格とはマルクス主義国家論の立場からはどのようにとらえられるのであろうか。

エンゲルスの有名な規定によれば、国家権力の独自性とは、それが「社会の上に立つ」公的強力であることである。[14] だから共同体の要求に奉仕し、社会生活を全体として維持してゆく機能としての強制権力（水利等の共通財産の管理や紛争の調停・宗教的職能等）は国家権力の端緒であってもそれ自体はまだ国家ではない。分業と生産力の発展、または共同体間の衝突が私有財産と支配＝隷属の関係を生みだし、生産手段の共有という共同生活の基盤が崩壊する時、社会が「みずから駆逐しえない諸対立」、富者と貧者の対立に分裂した時、始めてそれが「社会の上に立つ権力」すなわち国家となるのである。[16] 「公」的とは「私」的ということとの対立概念であって、「私的」なもの、つまり生産手段の私的所有＝階級社会を前提して始めて成立する概念であり、むしろ階級社会の本質が国家権力を通してあらわれる形態が公私の関係である。[17] だからこの現象形態の独自性を無視して、あらゆる現象を無媒介的に国家の本質に結びつけることは正しくないとしても、公私の関係だけで割り切ったり、「公」的ということを何か「階級的」ということと対立するものとして考えるのはあやまりであり、種々の社会統制的機能も階級社会を維持するという国家の全体の機能の一側面とみなければならない。マルクスはブルジョアジーと国家を結びつける上での公債の役割を重視し、産業資本家とは区別される階層、「金融貴族」が公債を通じて国家と特別の寄生関係にあることをしばしば指摘しているが、[18] 彼においてもやはり本来的な意味での階級性とは、「全ブルジョアジーの共同委員会」[19]（傍点筆者）という言葉が示すように「公」的性格と一致しているとみるべきであろう。

資本主義の相対的安定とともに、自由経済はシュンペーターの予想通り復活したが、国民所得の再分配機能を中心とした「管理経済」の拡大によって租税国家自身も変化し、景気安定にたいして特殊な役割を獲得した。[20] しかし財政学の主流となった近代理論において、ゴルトシャイドの指摘した「国家の擬制」が「福祉国家」という形で再現されていないであろうか。資本主義国家とその財政の歴史性に着目した彼等の問題意識は今日でもなおその意義を失っていないと私は考えたいのである。

(1) 島恭彦「近世租税思想史」第一編第一章第一節参照。

(2) 本稿第一節註⒁参照。

(3) 彼のこの区別が観念的であることは、次の言葉によくあらわれている。「私的所有の神聖にたいする尊敬（Ehrfurcht）があまりにつよかつたために、それは遂には公的所有にたいする恐怖（Furcht）となり、公的所有の社会的意義にたいする理性が失われてしまい……」(S. O. G., S. 127)

(4) 彼は（私的な）資本蓄積にたいする公債の累増をプラスの資本蓄積にたいするマイナスの資本蓄積とよんだり、労働力のことを「有機的資本」と名付けたりして、結局は資本という言葉を比喩的にしか使っていない。

(5) S. S., SS. 62~63.

(6) 「資本の集中なくしては生産の近代的な形成はありえないから、この機能が個人にゆだねられるか、それとも国家においてかという選択があるだけである。」(S. S., S. 48.)

(7) 「プロレタリアートは国家権力を掌握し、そしてまず生産手段を国有財産に転化させる。」(エンゲルス「反デューリング論」マルクス・エンゲルス選集第十四巻四七二ページ。)

(8) ゴルトシャイドは「自由主義は、その財政政策が権力国家を肯定することを余儀なくされたために、その能力を傷つけられた。」とのべている (S. O. G., S. 162) が、古典派が国家を「自由なクラブ」のごとく描きだすことによつて権力機構としての役割をおおいかくそうとしたことは事

実であろう（島「原理」七三ページ）。

(9) 資本論青木文庫版第四分冊一一四八ページ。

(10) S. S., S. 144.

(11) S. O. G., S. 159.

(12) S. S., S. VII

(13) S. S., S. 77, S. 144.

(14) エンゲルス「家族・国家および私有財産の起源」マルクス・エンゲルス選集第十三巻四七四ページ。

(15) エンゲルス「反デューリング論」三二五―三二七ページ。

(16) ⒁に同じ。

(17) 「なぜなら政治権力はまさに市民社会内部の階級対立の公的表現だからである。」(マルクス「哲学の貧困」マルクス・エンゲルス選集第一巻四五〇ページ)

(18) たとえばマルクス「ブリュメール十八日」マルクス・エンゲルス選集第五巻三七三―三七四ページ。

(19) マルクス「共産党宣言」マルクス・エンゲルス選集第二巻四九二ページ。

(20) F・K・マンやズルタンは、この財政の構造変化を「関与の体系」Anteilsystem から「統制の体系」Kontrollsystem への移行とよんでいる (H. Sultan; Finanzwissenschaft und Soziologie, *Handbuch der Finanzwissenschaft* Bd. I 1952 参照)。

（一九六〇・三・二三）